

東京都母子及び父子福祉資金の生活資金貸付について

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金を東京都がお貸しします。

【資格】

都内に6ヵ月以上お住まいのひとり親家庭の母または父で、20歳未満のお子さんを扶養していることや返済計画を立てることが出来る方が対象です。

【生活資金貸付について】

失業中の方で、失業している期間中（離職した日の翌日から1年以内）の生活を維持するために必要な資金で、失業期間中に月額10万5千円（生計中心者でない場合7万円）（無利子）を限度とします。

【必要書類】

公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は退職辞令等の離職等を証明することができる書類

- ・なお、生活資金貸付の他に修学資金、就学支度資金、事業開始資金、住宅資金、医療介護資金等の貸付がありますので、詳しくは担当までお問合せください。

【問合せ先】

墨田区生活福祉課相談係

電話：03-5608-6154